

仕 様 書

京都市住宅供給公社
事業部 向島ニュータウン営業所
(担当 斎藤、岡本)
電話 075-622-7970)

件 名	令和8年度 向島管理施設自家用電気工作物保安管理業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	別紙のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、向島ニュータウン営業所の指示に従ってください。

令和8年度 向島管理施設自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、電気事業法（以下「法」という。）第43条第1項に基づく法施行規則第52条第2項の規定により、京都市住宅供給公社（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、受注者（以下「乙」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託事業場

別紙1 「委託事業場概要」及び別紙図面集のとおり。

4 契約に係る要件

- (1) 乙は、法施行規則第52条の2の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する委託事業場が複数である場合を含め、そのすべての委託事業場について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。
- (2) 乙は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに甲に報告すること。

5 業務内容

甲の保安規程（別添）に基づき、甲が乙に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験の実施に関すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における調査及び試験に関すること。また、必要に応じて電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 法その他関係法に定める官庁検査の立会いに関すること。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣等への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事中の点検を行い、

必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

- (7) 電気工作物の維持及び運用に必要な資料を作成すること。
- (8) 電気工作物の維持及び運用の保安についての助言及び指導に関すること。
- (9) 甲の保安規程（別添）に必要事項を追記し、経済産業大臣等への保安規程変更届出書等の作成及び提出を行うこと。
- (10) 電気工作物が廃止される場合は、経済産業大臣等への廃止届の作成及び提出を行うこと。

6 点検方法及び頻度

本仕様書「5 業務内容」第1項に定める定期的な点検、測定及び試験の実施は、別紙2「定期的な点検、測定及び試験の実施基準」のとおりとする。

7 連絡責任者等

- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡するための連絡責任者を選任するものとする。
なお、設備容量が、6,000キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者は、第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。
- (2) 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。
- (3) 甲は、連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。
- (4) 甲は、連絡責任者及びその代務者を選任した場合及びこれに変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとする。

8 保安業務担当者等

- (1) 乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。
- (2) 保安業務担当者は、法施行規則に適合する者とする。
- (3) 乙が、法施行規則第52条の2第2号に掲げる事業者の区分（以下「法人」という。）に属する場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4) 乙は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって甲に報告すること。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- (5) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させ

ることができる。

- (6) 甲は、乙と委託契約を締結するにあたり、乙の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- (7) 保安業務担当者等及び補助者は点検等を行う際、甲に身分証明書を提示すること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

9 委託範囲の原則

保安業務担当者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

1 0 絶縁監視装置

- (1) 乙は、保安管理業務の実施に伴い、すみやかに絶縁監視装置を設置すること。ただし、絶縁監視装置とは、低圧電路の絶縁状況を、乙の情報監視センター等において24時間監視する装置である。
- (2) 低圧絶縁監視装置から警報が出た場合（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合）は、乙は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務担当者等に指示し、次の各号の措置を行うものとする。
- ア 警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。
- イ 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。
- (3) 絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。また、常に正常に稼働するように乙の責任の下でメンテナンスを行うこと。
- (4) 乙は、この契約が消失したときは、すみやかに絶縁監視装置を撤去すること。
- (5) 低圧絶縁監視装置の仕様及び設置は、次の各号による。

対象 低圧回路・24時間監視

検出方式 Igr 方式又は Io 方式

検知箇所 各変圧器のB種接地工事接地線

許容誤差 警報に対する装置の許容誤差は±10パーセント以内とする。

伝送方法 警報が出た場合は、その警報を乙に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものであること。

1 1 費用負担

本業務に係る費用負担については、次に記載する表のとおりとする。

	甲の負担	乙の負担
点検、測定及び試験に伴う一切の費用		○
機械器具等に要する費用		○
業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用		○
関係官庁への諸手続き及び報告に要する費用		○
点検報告書等、甲への報告に要する費用		○
応急処置の費用		○
絶縁監視装置の費用		○
絶縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用		○
絶縁監視装置の通信に係る一切の費用		○

1.2 日程等

- (1) 乙が定期的に行う点検の日程及び時間帯については、連絡責任者と協議のうえ、決定すること。
- (2) 甲及び乙は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

1.3 停電作業

乙は、点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範囲などを甲に連絡し、協議すること。その際、停電作業のスケジュール等を作成し、事前に甲の承諾を受けること。

1.4 報告

- (1) 乙は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に点検報告書を、甲に提出すること。
- (2) 乙は、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、連絡責任者にその状況をわかりやすく説明すること。

1.5 記録の保存

甲乙共に定期的に行う点検の結果を確認及び記録し、3年間保存すること。

1.6 緊急時の措置

電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。

- (1) 現状を確認のうえ、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。
- (2) 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示又は助言を行う。また、法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

1.7 協力義務

- (1) 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- (2) 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、乙の意見を尊重するものとする。

(3) 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

1 8 関連業務の調整

- (1) 甲は、乙の業務及び甲の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。
- (2) 甲は、前項の規定により必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

1 9 業務の引継ぎ

乙は、業務の完了に伴い、甲が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、甲の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを行うこと。

2 0 契約の失効

委託事業場のすべてが次の各号のいずれかに該当した場合、契約は失効する。

- (1) 委託事業場の電気工作物が廃止された場合
- (2) 委託事業場の電気工作物が一般用電気工作物となった場合
- (3) 受電電圧が 7, 000 ボルトを超えた場合
- (4) 発電所の出力が 2, 000 キロワットを超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトを超えた場合

2 1 契約の解除

甲又は乙は、次の各号に該当した場合、契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙がこの契約に違反した場合
- (2) 甲又は甲が指定する支払い代行者が手数料の支払を遅延した場合
- (3) 破産、再生手続、会社更生の申し立てがあった場合

2 2 支払条件

委託料は、年2回払い（4月～9月履行分、10月～翌年3月履行分）とする。なお、乙から提出される完了報告書により甲が履行を確認し、乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 3 業務関係図書

次に掲げる図書は、期限までに公社へ提出すること。

- (1) 業務計画書

業務の実施に先立ち、次に記載する事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、契約の日から15日以内に提出すること。

- ア 実施体制、連絡表
- イ 保安業務担当者名(保安業務担当者通知書及び経歴書)及び有資格者証(写し)
- ウ 保安業務従事者名簿及び有資格者証(写し)
- エ 予定工程表

(2) 業務報告書

保守点検時及び監視・運転時に異常又は故障を発見した時は、その都度速やかに公社担当者へ報告すること。

隔月1回の定期点検報告書は、点検後速やかに公社に提出すること。

2.4 再委託の禁止

- (1) 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、公社の文書による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 再委託の承諾の申請があった場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公社は原則として承諾しない。
 - ア 受注者が、契約の履行を一括して再委託しようとするとき。
 - イ 受注者が、再委託の内容について再委託しようとする者に履行する能力があることを証明できないとき。
 - ウ 再委託によって、契約の履行について、不完全履行となり、内容が変更され、質が低下し、又は履行期限が遅延する等の支障が生じるおそれが高いとき。
 - エ 受注者が、仲介業者への委託その他の契約の履行に必要な再委託をしようとするとき。
 - オ 競争入札において互いに競争相手であった者に再委託しようとするとき。
 - カ その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれが高いとき。

2.5 その他

- (1) 乙は、契約履行中に知り得た甲及び関係者等の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、本業務を実施するにあたっては、事前に公社と綿密な打ち合わせを行うこと。
- (3) 業務上における安全衛生に関する管理は、乙の責任において、労働基準法及び労働安全衛生法その他関係法令を順守のうえ行うこと。
- (4) 乙は、本業務を実施するにあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 乙は、本業務を実施するにあたり、乙の責に帰すべき事由により甲に対して損害を与えた場合、その損害を賠償し、事故等発生の原因及び状況等について速やかに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、双方協議のうえ決定する。

委託事業場とその概要

事 業 場		需 要 設 備					需 要 設 備 の 現 状 (参考) (注1)	
		設 備 容 量 (kVA)	受 電 電 壓 (V)	発電機 定 格 容 量 (kVA)	発電機 定 格 電 壓 (V)	原動機 の種類		
向島学生センター	京. 伏見区向島鷹場町 104-1	450	6. 6k	28	210	ディーゼル	隔月	有
向島ニュータウンセンター 商店街	京. 伏見区向島四ツ谷池 14-19	225	6. 6k				隔月	有

(注1) 「需要設備の現状 (参考)」の欄は、仕様書作成時点での月次点検の頻度等について、参考のため記載しているものであり、契約期間における点検頻度を保証するものではない。また、遠隔監視装置は、同時点で、甲が保安管理業務委託についての契約を締結している者が、当該事業場において設置している装置であり、その者との契約が消失した場合、撤去されるものである。

定期的な点検、測定及び試験の実施基準

1 点検内容

定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験は、乙に委託する月次点検、年次点検、工事期間中点検及び臨時点検とする。

- (1) 月次点検、年次点検及び工事期間中点検の点検、測定及び試験の内容は保安規程(別添)による。
- (2) 臨時点検は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合等、点検が必要な設備について、必要な点検を行うこと。

2 月次点検

月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することもある。

3 年次点検

- (1) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。ただし、信頼性が高く、かつ保安規定の別表第1「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲乙協議のうえ、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。
- (2) 前項の信頼性が高いとは、「経済産業省告示第249号第7号において規定されている設備条件を満たすものであり、かつ、社団法人日本電気工業会の設備更新推奨時期を超えていないもの」とする。
- (3) 第1項の保安規定の別表第1「点検基準」と同等と認められる点検とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、保安規定の別表第1「点検基準」において※1を付した項目を次のとおり点検するものとする。

ア 絶縁状態

- ・直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年劣化の評価
- ・高圧電路は超音波測定により絶縁状態の確認
- ・低圧電路の漏洩電流値の確認

イ 接地状態

- ・直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- ・工事の有無(土壤が変化するような工事を含む)、使用環境等の経年劣化の評価

ウ 保護断電器

- ・直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年劣化の評価

エ 非常用予備発電装置

- ・直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年劣化の評価

- ・始動試験（発電電圧及び周波数の確認）

才 蓄電池設備

- ・直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- ・工事の有無、使用環境等の経年劣化の評価
- ・セルの電圧、電解液の比重、温度等の確認

4 点検周期

月次点検、年次点検及び臨時点検は、次の各号の周期により実施すること。ただし、年次点検を実施した月は当該月の月次点検を省略することができる。

- (1) 月 次 点 検 2箇月に1回
- (2) 年 次 点 検 每年1回（無停電による年次点検 ※3年に1回、停電による精密検査）
- (3) 工事期間中点検 毎週1回以上
- (4) 臨 時 点 検 必要の都度

保 安 規 程

作成年月日 令和 年 月 日
届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業種		フリガナ					
		事業場の名称					
統括管理者		所 在 地	〒 TEL				
		フリガナ 氏名					役職名(所属名)
連絡責任者		フリガナ 氏名					役職名(所属名)
受電設備	受電電圧				kV	kV	
	設備容量				kVA	kVA	
	最大電力				kW	kW	
	受電用遮断器	kV	A	kA	kV	A	kA
配電線路	有	・	無				
発電設備	電圧				V	V	
	出力				kW	kW	
	原動機						
	常用予備						
備考							

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

事業場の名称 向島学生センター、向島ニュータウンセンター商店街

(効力)

第2条 当事業場の所有者である京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)及び公社が保安管理業務を委託した者(以下「外部委託先」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規定等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、外部委託先と協議のうえ立案し、これを決定するものとする。

(保安管理業務の範囲)

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務(以下「保安管理業務」という。)のうち、外部委託先に委託する業務の範囲については、外部委託先との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は、公社理事長(以下「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

- 2 総括管理者は外部委託先との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当する者(以下「連絡責任者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 連絡責任者と外部委託先との連絡方法は、外部委託先と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 4 前各項に変更が生じた場合は、直ちに外部委託先へ連絡するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 公社は、外部委託先が電気工作物に係る保安に関して行う意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に關係のある場合には、その作成

及び手続きについて外部委託先と協議のうえ、決定するものとする。

- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、外部委託先を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、外部委託先がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対し、外部委託先の意見を尊重して、電気工作物の保安に関する必要な事項について教育を行うものとする。

(訓練)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、外部委託先の意見を尊重して、事故その他非常災害が発生したときの措置について必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は改造等の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の修繕工事及び改良工事(以下「保修工事」という。)の計画は、外部委託先と協議のうえ立案するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、外部委託先の監督のもと施工するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。
また、完成した場合には外部委託先の検査を受け、保安上支障ないことを確認して引き取るものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定等)

第13条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定試験は、別表第1に定める基準に従い外部委託先と協議して計画的に実施するものとする。

- 2 前項の結果から法令に定める技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第14条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに外部委託先に連絡をとるものとする。

る。

- 2 連絡を受けた外部委託先は、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因究明及び再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第15条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法について、あらかじめ外部委託先と協議のうえ定めておくものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い外部委託先及びその他の関係先に迅速に報告若しくは連絡を行い、その指示又は助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。
- 3 事故その他の異常が発生した場合の連絡若しくは報告事項並びに経路は、第1項の操作順序、操作方法等は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、関係電気事業者の事業所と必要に応じて連絡しなければならない。

第7章 災害対策

(防災体制)

第16条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、外部委託先と協議して適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に外部委託先に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
- 3 外部委託先あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録の保存等)

第17条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、別に定める様式により記録し、これを3年以上必要の期間、保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び測定記録
(2) 電気事故記録
- 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、永久保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第18条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は別図に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

第19条 需要設備及び発電所の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第20条 受電室その他高压電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第21条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料等は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(図面、書類の整備)

第22条 電気工作物に関する設計図、系統図、配線図、主要機器関係図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを永久保存するものとする。

別表第1

点検基準

		月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
		周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
受変電設備	電線及び支持物	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・電線の高さ・ほかの工作物等との距離 ・標識、保護柵の状況 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、碍子、支線、保護網、支柱等の損傷腐食 ・電線の取付状態 			1年	※1 絶縁抵抗測定
	ケーブル	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド、接続箱分岐など接続部の過熱、損傷等及びコンパウンド油漏れ ・布設部の無断掘削 ・標識等との離隔距離 ・ケーブルバンカー等支持物の状態 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル腐食、亀裂損傷 			1年	※1 絶縁抵抗測定

		月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
		周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
受 変 電 設 備	断路器	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・受と刃の接触、変色、緩み本体及び接続部等の過熱 ・汚損、異物の付着 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・受と刃の接触、緩み、加熱、荒れ具合 ・ロック機構の機能 			1年	※1 絶縁抵抗測定
	電力ヒューズ	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・受と刃の接触、変色、緩み本体及び接続部等の過熱 ・汚損、異物の付着 	1年	<ul style="list-style-type: none"> 受と刃の接触、緩み、加熱、荒れ具合 ・欠相防止装置の機能 			1年	※1 絶縁抵抗測定
	遮断機 開閉器類	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・外観点検、汚損、亀裂、錆、結露の有無、本体及び接続部等の過熱 ・支持、点灯などその他必要事項 	1年 必要の 都度	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の損傷、腐食、加熱、変形、緩み ・操作具合、機構点検 ・付属装置の状態 ・接地線接続部 ・特性調査 	1年 必要の 都度	<ul style="list-style-type: none"> ※1 保護断電器と遮断器の連動試験 ・開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定 	1年 3年	※1 絶縁抵抗測定 ※1 細密点検

		月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
		周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
受 変 電 設 備	母線	2箇月	・外観点検、汚損、亀裂、過熱、損傷、支持碍子、隔離	1年	・母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱 ・接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み ・碍子類、支持物の腐食、損傷変形、緩み			1年	※1 絶縁抵抗測定
	変圧器	2箇月	・本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、本体及び接続部等の過熱	1年	・各部の損傷、腐食、錆、緩み、汚損、油量 ・接地線接続部	必要の都度	・内部点検(コイル接続部リード線、その他各部)、油汚れ	2箇月 1年 必要の都度	・低圧電路の漏洩電流測定 ※1 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定 ・絶縁油酸化値試験及び耐圧試験
	計器用変成器	2箇月	・各部の損傷、腐食、錆、変形、汚損、音響、ヒューズの異常、本体及び接続部等の過熱	1年	・各部の損傷、腐食、接触、錆、緩み、変形、亀裂、汚損、ヒューズの異常 ・接地線接続部			1年	※1 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定

		月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
		周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
受 変 電 設 備	配電盤	2箇月	・計器、表示灯、操作切換開閉器などの異常、接続部等の過熱	1年	・裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、緩み、断線 ・接地線接続部	必要の都度	・各部の損傷、過熱、緩み、断熱、接触、脱落 ・端子配線符号	2箇月	・電圧、負荷電流測定及び過負荷等の確認
								1年	※1絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定 ※1保護継電器の動作特性試験
								必要の都度	・計器構成、シーケンス試験
受 変 電 設 備	電力用コンデンサー	2箇月	・本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動、本体及び接続部等の過熱	1年	・各部の損傷、腐食	必要の都度	・容量測定	1年	※1絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定
	※2 蓄電池	2箇月	・液面、沈殿物、色相、極板湾曲、隔離板、端子の緩み、損傷 ・本体及び接続部等の過熱	1年	・木台、碍子の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離 ・床面の腐食損傷 ・充電装置の動作状況	必要の都度	・充電装置の内部	2箇月	・電圧、電流測定
								1年	※1 比重測定及び液温測定、各電池の電圧測定

		月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
		周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
配電設備	電線及び支持物(低圧配電を含む)	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・電線の高さ及び他の工作物等の距離、接続部等の過熱 ・標識、保護柵の状況 ・配電用遮断器の外観点検、本体及び接続部等の過熱 ・配電線外観点検 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網等の損傷腐食 ・電線取付状況 ・操作具合、端子部の緩み ・保護管の汚損、損害 			1年	※1 絶縁抵抗測定
負荷設備	断路器遮断器開閉器類	2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備と同様とする 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備と同様とする 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備と同様とする 	1年	※1 絶縁抵抗測定
負荷設備	電動機	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・音響回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する 	4箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・音響、振動、温度 	必要の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・温度上昇等を考慮し、内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置等の手入れ及び回転子引出掃除 	1年	※1 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定
		2箇月	<ul style="list-style-type: none"> ・接地線取付状況 	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の汚損、緩み、損傷、伝達装置の異常 ・制御装置外観点検 ・接地線接続部 				

	月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
負荷設備	電熱	1日	・温度、変形、損傷等について注意する	1年	・各部の変形、損傷、緩み、可燃物との隔離状況			※1 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定
		2箇月	・接続部変色、過熱、熱線の腐食、接続部取付及び接地線取付状況					
	照明設備	1日	・異音、異臭、汚損、不点に注意する	1年	・照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ			※1 絶縁抵抗測定
		2箇月	・異音、汚損、不点					
	配線及び配線器具	1日	・温度、変形、損傷等について注意する	1年	・開閉器、器具の接続	必要の都度	・許容電流と負荷電流及び開閉器保護	※1 絶縁抵抗測定
		2箇月	・開閉器の点検、湿気、塵埃、過熱等に注意					
非常用予備発電設備	※2 原動機関係	2箇月	・燃料系統からの漏油及び貯留	必要の都度	・機関主要部分の分解	必要の都度	・内部機関の分解 ・台風、雷雨既設の前には詳細点検、燃料補給	
							・自動起動、停止試験	

		月次点検		年次点検(無停電)		年次点検(停電)		測定	
		周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目	周期	点検項目
非常用予備発電設備	※2 発電機関係		上記電動機その他回転機と同様とする		上記電動機その他回転機と同様とする		上記電動機その他回転機と同様とする	1年	※1 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定 ※1 保護断電器の動作特性試験
絶縁監視装置		2箇月	・装置の電源及び異常の有無	1年	・設定値の確認及び試験ボタンによる検知動作の確認 ・自動転送する場合は伝送試験			1年	※1 断電器試験(動作電流試験は安全作業ができる場合に限り、それ以外は試験ボタンにより動作確認)

※1 の項目は、保安管理業務委託仕様書に記載された内容に基づく点検ができている場合、停電状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。

※2 の項目は、委託事業場のうち、向島学生センターに設置された自家用電気工作物が対象となる点検である。

業務名称	令和8年度 向島管理施設自家用電氣工作物保安管理業務委託	備考
【対象施設】		
(1) 向島学生センター		
(2) 向島ニュータウンセンター商店街		
施設名称	向島ニュータウン全体図	配置図
所在地		

業務名称	令和8年度 向島管理施設自家用電氣工作物保安管理業務委託	備考
向島学生センター施設概要		
	<p>1号棟</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生向け賃貸住宅 京都市住宅供給公社向島ニュータウン営業所 <p>2号棟</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生向け賃貸住宅（家族棟） <p>3号棟</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生向け賃貸住宅（女子棟） <p>研修棟</p> <ul style="list-style-type: none"> らる商店街（1階、地階） セミナー施設（1～5階） 	
施設名称	(1) 向島学生センター・セミナー施設	配置図
所在地	京都市伏見区向島鷹場町104番地1	

業務名称	令和8年度 向島管理施設自家用電氣工作物保安管理業務委託	備考
向島学生センター1号棟 地下1階		
施設名称	(1) 向島学生センター1号棟 地下1階	平面図
所在地	京都市伏見区向島鷹場町 104 番地 1	

業務名称	令和8年度 向島管理施設自家用電氣工作物保安管理業務委託	備考
施設名称	(2) 向島ニュータウンセンター商店街	商店街配置図
所在地	京都市伏見区向島四ツ谷池 14番地19他	

業務名称	令和8年度 向島管理施設自家用電氣工作物保安管理業務委託	備考
施設名称	(2) 向島ニュータウンセンター商店街	商店街 店舗配置図
所在地	京都市伏見区向島四ツ谷池14番地19他	